目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　検査等事業者の登録手続（第二条―第八条）

第三章　外国点検事業者の登録手続（第九条―第十四条）

第四章　登録に係る検査又は点検の実施等（第十五条―第二十二条）

第五章　雑則（第二十三条―第二十五条）

附則

第一条中「、登録点検事業者」を「、登録検査等事業者」に、「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「登録及び点検」を「登録及び検査又は点検」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

**第二章　検査等事業者の登録手続**

第二条第二項中「には、」の下に「次に掲げる事業者ごとに、それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）

イ　検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ　検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ　検査又は点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

ニ　無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

ホ　点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ　測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正（こう）又は校正（以下「較正等」という。）の計画

ト　無線設備等の検査（点検である部分を除く。以下「判定」という。）を行う者（以下「判定員」という。）の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの（当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号）

チ　無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

リ　検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）

イ　点検を行う無線設備等に係る無線局の種別

ロ　点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ　点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）

ニ　無線局の種別ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）

ホ　測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ　測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

ト　無線局の種別ごとの点検の実施方法

チ　点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

第二条第三項中「前項第四号」を「前項第一号ニ及び第二号ニ」に改め、同条第四項中「、点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書」を「、次に掲げる証明書」に改め、「（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。）」を削り、同項に次の各号を加える。

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）にあっては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四（第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）にあっては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書

第二条第五項中「法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号に定める様式の書類」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

二　検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であって、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

三　検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）である場合は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三に定める様式の書類

第十五条の見出しを「（特例民法法人たる登録検査等事業者）」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）」に、「一般社団法人又は一般財団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人」に改め、同条を第二十五条とする。

第十四条中「（第八条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第一号中「第五項」の下に「又は第三条第二項」を加え、同条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三号中「第五条」を「第六条第一項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第五号中「第七条」を「第八条」に改め、同条に次の五号を加え、同条を第二十四条とする。

六　第九条第二項及び第五項に規定する書類

七　第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類

八　第十二条第一項の規定に基づき提出する書類

九　第十三条第一項の規定に基づき提出する書類

十　第十四条の規定に基づき提出する書類

第十三条を第二十三条とする。

第四章を第五章とする。

第十二条第一項を次のように改める。

登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。

一　検査を行った場合　次のイからリまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八条の検査結果証明書の写し

イ　検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号

ロ　検査を依頼した無線局の免許人の氏名又は名称

ハ　検査及び点検を行った年月日

ニ　点検を行った場所

ホ　第十六条第一項に規定する検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果

ヘ　点検を行った点検員の氏名